

- ・①～⑧の合計補助額を申請できます。①～③いずれかの工事が必須となります。
- ・合計50,000円以上から申請できます。①～⑧の中で重複して該当する場合、いずれか高い補助額のみを合算します。
- ・一部の工事を除き、対象製品を用いて改修する必要があります。対象製品は後日事務局ホームページで公開予定です。

⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

エアコンの冷房能力	補助額（円/台）
3.6kW以上	24,000円/台
2.2kW超～3.6kW未満	22,000円/台
2.2kW以下	19,000円/台

※指定の試験機関などで効果が確認されたエアコンであること

⑧リフォーム瑕疵保険への加入

1契約あたり 補助額 7,000円

事業者登録に必要な書類

※赤字のものは所定の様式あり。

【必須】

- ・**こどもみらい住宅支援事業登録申請書** ※印鑑証明書に登録された実印
- ・印鑑証明書(発行から3ヶ月以内)
- ・補助金支払口座情報(口座番号、通帳のコピー)

【追加】

- ＜法人の場合＞
- ・法人登記の登記事項証明書コピー(発行から3ヶ月以内、現在事項が確認できるもの)

事業者登録後、
希望する場合は
WEB上で情報公開。

申請に必要な書類

- ・**本事業用・共同事業実施規約(リフォーム用)** ※赤字のものは所定の様式あり。
- ・工事請負契約書(分離発注の場合、すべての事業者との工事請負契約書)
- ・対象工事内容等に応じた性能を証明する書類
- ・対象工事内容に応じた工事写真
- ・工事発注者の本人確認書類等



＜若者夫婦世帯、子育て世帯に該当する場合＞

- ・工事発注者の本人と家族構成の確認ができる住民票(世帯票)のコピー 等



＜既存住宅購入を伴う場合＞

- ・不動産売買契約書
- ・不動産登記の全部事項証明書
- ・購入した既存住宅に入居が確認できる住民票のコピー
- ・安心R住宅調査報告書のコピー(若者夫婦世帯・子育て世帯以外)

申請手続きは、
オンラインで
行います。



最新情報・詳細は、公式WEBサイトをご確認ください。

こどもみらい住宅支援事業事務局:0570-033-522 受付時間:9:00～17:00(土日祝含む)

事務局ホームページ <https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>